

令和6年第10回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和6年11月23日 午前9時30分～11時30分
2. 開催場所 土佐町基幹集落センター
3. 出席委員 (10名)
 - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎・
 - 7 西村園・8 和田勇・9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・
4. 欠席委員 (4名) 6 仁井田亮一郎・11 近藤秀幸・13 澤田順一・14 川村耕貴
5. 職務による出席者 書記 川田書加
6. 議事日程
 - 議案審議
 - 第1号議案 非農地証明について
 - 第2号議案 土佐町農用地利用集積計画について
 - 第3号議案 農業振興地域整備計画にかかる農用地区域変更協議について
 - その他 農地法第3条の取消願について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は6番 仁井田亮一郎委員、11番 近藤秀幸委員、13番 澤田順一委員 14番 川村耕貴委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和6年第10回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。5番 窪内一雄 委員、10番 細川盛次 委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回1件の申請がありました。

事務局:【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて、第2号議案、土佐町農用地利用集積計画について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案 農用地利用集積計画について説明します。町長より計画が適当であるか農業委員会に諮問されています。この農用地利用集積計画については、利用権設定と呼ばれ、農地法ではなく農業基盤強化法に基づきます。農業委員会の意見をきき、問題なし、となると町長の告示をもって効力が発生します。今回は1件の諮問がありました。

事務局：【内容説明】

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、質疑を終わります。この土佐町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。続いて、第 3 号議案、農業振興地域整備計画にかかる農用地区域変更協議について事務局の説明を求めます。

事務局：第 3 号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は大規模な山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で 1 筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけのため、指定したままでは転用や非農地証明ができないため、農振農用地の除外から進めなければなりません。今回は個別の除外申請 6 件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局：【内容説明】

会 長：この件についてご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。1 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：この件についてご意見、ご質問はありませんか。

細川委員：ここは 1 筆ずつが小さいですね、資材置き場にするということは整地するということですか。

事務局：はい、今回除外申請のあった土地と谷をはさんだ向かい側の土地と合わせて整備して資材置き場にします。向かい側の土地は農振農用地から除外されています。除外申請の土地は現在ブルーベリーが植えられていますが、水はけが悪いため、栽培に適する場所が見つかるまで鉢植えにし管理するそうです。

会 長：他にご意見、ご質問はありませんか。

委 員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。2 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長：私の担当する地域で事務局と一緒に確認に行きました。私からの意見はありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。3 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。4 件目について事務局の説明を求めます。

事務局：【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。4 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。5 件目について事務局の説明を求めます。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。5 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。6 件目について事務局の説明を求めます。

事務局:【内容説明】

会 長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。6 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局:報告します。令和 4 年 7 月 28 日付4土佐町農委指令第 6 号をもって許可しました所有権の移転について 11 月 6 日取消願を受理しましたので報告します。

会 長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。今回は 12 月 27 日、金曜日に行います。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第 10 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員長

丸地 数一

議事録署名委員

細川 盛次

議事録署名委員

窪内 一雄